

発議案第 6 号

七飯町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 1 6 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 中 川 友 規

賛成者

七飯町議会議員 長谷川 生 人

〃 平 松 俊 一

〃 田 村 敏 郎

〃 畑 中 静 一

〃 澤 出 明 宏

〃 川 村 主 税

七飯町議会委員会条例の一部を改正する条例

七飯町議会委員会条例（昭和22年条例第8号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 通則（第1条—第11条）
- 第2章 会議及び規律（第12条—第19条）
- 第3章 公聴会（第20条—第25条）
- 第4章 参考人（第25条の2）
- 第5章 記録（第26条）
- 第6章 補則（第27条）

附則

第1章 通則

第11条を削り、第10条を第11条とし、同条の次に次の章名を付する。

第2章 会議及び規律

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第4項中「(常任委員の任期)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「諮つて」を「諮って」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加え、同条を第6条とする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。ただし、第3条第2項の規定による改選の場合は、この限りでない。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第4条第3項を削り、同条を第5条とする。

第3条の2第3項中「前条」を「前2条」に改め、同条を第4条の2とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（常任委員の任期の起算）

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。

第12条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第13条中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第15条ただし書中「あつた」を「あった」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

委員会の会議は、これを公開する。

第16条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、七飯町議会傍聴規則

(平成13年議会規則第1号)の例による。

第17条第2項中「諮つて」を「諮って」に改める。

第18条中「、公平委員会の委員長」を削る。

第19条の次に次の章名を付する。

第3章 公聴会

第25条の次に次の章名を付する。

第4章 参考人

第25条の2の見出しを削り、同条第3項中「第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人の質疑）及び第25条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第5章 記録

第26条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第6章 補則

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。